

# 介護老人福祉施設短期入所生活介護重要事項説明書

## 1. 当会の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 松 楓 会
代表者役職・氏名	理事長 望月 規子
法人所在地	〒197-0801 東京都あきる野市菅生1159番地
	電 話 042-558-7010
	F A X 042-558-5228
定款の目的に定めた事業	1. 養護老人ホーム 松楓園 2. 特別養護老人ホーム 和敬園 3. 特別養護老人ホーム コスモホーム 4. 短期入所事業 5. 居宅介護支援事業 6. その他これに付随する業務

## 2. 介護老人福祉施設 コスモホームの概要

### (1) 運営の方針

昭和58年、広く宇宙に開かれた施設を目指しコスモホームを開設いたしました。  
21世紀の契約施設として「人が人であり続けられる為のサービスとは何か」に視点を置き御家族と一体となり、利用者中心の暖かい環境をつくります。

### (2) 提供できるサービスの種類

施設名称	松楓会あきる野指定短期入所生活介護事業所 コスモホーム
所在地	東京都あきる野市菅生1159
介護保険法 指 定 番 号	介護老人福祉施設 (東京都指定 第1374900114)

### (3) 同施設の設備の概要

定 員	100名		
居 室	4人室	23室 (1室34.80㎡)	医務室 1室
	2人室	7室 (1室20.40㎡)	食 堂 3室
	個 室	2室 (1室10.20㎡)	機能訓練室 1室
	静養室	2室 2床	面談室 1室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。		

(4) 当施設の職員体制

職種名	配置人数	職種名	配置人数
施設長	1名	機能訓練指導員	1名以上
医師	1名以上	介護支援専門員	1名以上
生活相談員	1名以上	看護師	1名以上
管理栄養士	1名以上	看護職員・介護職員	利用者3名に対し1名以上

②配置医師等による診察日

曜日・時間	診療科目
月曜日 (第2・第4) 午後	精神科
火曜日 午前	内科
水曜日 午前	歯科
木曜日 午前	内科

③協力病院

病院名	科目	住所	TEL
多摩リハビリテーション病院	内科	東京都青梅市長淵 9-1412-4	0428-24-3798
日の出ヶ丘病院	内科	東京都西多摩郡日の出町大久野 310	042-597-0811
大橋歯科医院	歯科	東京都八王子市めじろ台 2丁目 49-19	042-663-2421
陵北病院 (入院)	内科	東京都八王子市西寺方町 315	042-651-3231
仁和会総合病院	内科	東京都八王子市明神町 4-8-1	042-644-3711
功生歯科	歯科	東京都西多摩郡日の出町大字平井 239-7	042-588-0233

基本的には主治医の受診をお受けください。緊急の場合は診察日にかぎり受診していただけます。

3. サービスの内容

①介護保険給付によるサービス

項目	サービス内容	自己負担額
居室	希望・身体・生活を考慮して、又は医師の指示により個室・2人室・4人室をお使いいただきます。	滞在費 1日あたり 855円(減免制度あり)
食事	朝食 7:30 ~ 8:30 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00 原則、各階の食堂にておとりいただきます。 入所・退所の当日は、提供した食事の代金を算定	食費 1日/1445円 朝食 ¥360 昼食 ¥565 夕食 ¥520 (減免制度あり)
入浴	週に2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ清拭となる場合があります。	基本料金施設利用料の中に含まれます。
介護	施設サービス計画に沿って介護を行います。 洗面、着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等	〃
機能訓練	施設サービス計画に沿って機能訓練を行います。	〃
生活相談	常勤の生活相談員に、日常生活に関すること、心配事など相談できます。	〃
健康管理	看護師による体調観察や服薬援助、健康相談サービスを受けることができます。	〃
レクリエーション	四季折々の行事、クラブ活動、グループワークをおこないます。	

②介護保険給付外サービス

日常生活費 100円

《内訳》	
現金預り、支払い代行、健康保健証・介護保険証、所持品保管サービス等	100円
※ご本人が管理される場合は、1日100円を算定いたしません。	
※病院に入院時は、お引渡し日まで上記と私物保管料として100円をご負担いただきます。	

個別サービス利用料金

サービス項目	単 位	負 担 額
通院および入退院時の援助・手続き	1 回	3000円
入院中の病院へ出向いての援助 (衣類交換・事務手続き・相談等)	1 回	1000円
個人の希望による外出・通院等の付き添い (ただしタクシー等の利用で交通費は実費)	1 時間	2500円
退院後、病院に出向いての支払い代行	1 回	1000円
病院に薬を取りにいった場合	1 回	1000円
個人の依頼による買い物等代行業務	1 回	1000円
個人的な電化製品の電気料 (1 製品につき)	1 日	10円
テレビリース (電気代含む)	1 日	200円
日用必需品セット (歯ブラシ・歯磨き・スキンローション)		実費相当額
おやつ代 ※ご希望される場合は提供日が月～金となります	1 回	110円
文書等のコピー代	1 枚	10円
介護保険自己負担請求書・領収証 等 再発行	1 枚	100円
死亡時の援助 (事務手続き・相談・遺留金品保管等)		5000円

その他

①被服セット (リース) 下着・靴下・普段着・パジャマ (1日分)	¥500
②個人の新聞代、雑誌代	実費
③個人の趣味、電話代	実費
④オプションのレクリエーション参加代	実費
⑤セーフティボックスの利用	無料
⑥私物洗濯代 (クリーニングが必要な衣類)	実費

キャンセル料

無断で利用しない場合、又はご連絡が来園日の前日の午後5時以降でかつ他の日への変更が不可能な場合。 (基本料金のうち利用者負担額+滞在費+食費)

◎来園日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合 無料

◎来園日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合 100%

\*緊急その他やむを得ない理由 (急病等) のものは除く。

#### 4. 入所時のお持ち物

##### (1) 必要な書類など

- ① 介護保険証書、介護保険負担割合証
- ② 介護保険負担限度額認定証
- ③ 医療保険証書（健康保険証書、国民健康保険証書など）
- ④ 老人医療証書
- ⑤ 手帳（身体障害者手帳、愛の手帳など）
- ⑤ 緊急連絡先が記入されたメモ

##### (2) その他お持ち頂くもの

- ① お小遣い（売店でジュースやお菓子が買える程度）
- ② 衣類・身の回り品（別紙 しおりをご覧ください）
- ③ 薬（薬の説明書）（利用日数分をお持ち下さい）

#### 5. 施設サービスが提供できない場合がございます。

- (1) 入院して医療・治療が必要と判断された場合
- (2) 施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

#### 6. 退所の手続き

##### (1) 利用者のご都合で退所される場合

前日までの申し出により退所できます。但し、身元引受人に確認をさせていただきます。

##### (2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

1. 利用者が他の介護保険施設に入所した場合  
（例えば、老人保健施設、療養型病床施設）
2. 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、「非該当」と認定された場合
3. 利用者がお亡くなりになった場合
4. やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

#### 7. 利用に当たっての留意事項

##### 1. 面会

- ・ 10:00～17:00
  - ・ 受付にて面会簿に記入してください。
  - ・ 入浴やオムツ交換中は、喫茶室でお待ち頂く事もあります。
  - ・ 面会時に身の回りの整理、散歩などお願いします。
- \*感染症の動向により、自粛や非接触の面会方法に変更させていただく場合もございます。

##### 2. 外出・外泊

- ・ 基本的にご家族の送迎をお願いいたします。
- ・ 外泊については予定日の一週間前までにご連絡下さい。

### 3. 飲酒・喫煙

- ・ 飲酒・喫煙については、個々の嗜好を重視し、他人に迷惑にならないければ原則として自由ですが、身体状況などを考慮し時間帯や場所については、ある程度の枠を設定することがあります。

### 4. 設備・器具の利用

- ・ 大切にご使用下さい。

### 5. 金銭・貴重品の管理

- ・ 基本的に本人管理となります。ご依頼により施設で預り管理します。

### 6. 所持品について

- ・ 生活に必要な物品（季節に応じた衣類の入れ替えはご家族で）また、すべての持ち物にお名前を記入してください。

### 7. 受診について

ご利用期間中、体調変化等がみられた場合、症状の程度に応じてご家族様にご連絡し通院等の対応をお願いしております。やむを得ない事情や、緊急を要する通院につきましては、ご家族様へのご連絡、ご了解のもと、施設職員で対応を行います。

### 8. 宗教活動

- ・ 信仰は自由ですが、他の利用者の迷惑になる行為、施設内の布教活動は禁じます。

### 9. ペット

- ・ ペットの飼育についてはご遠慮いただきます。

## 8. サービス提供の記録の保存

- (1) 施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをご契約終了後2年間保管いたします。
- (2) サービス提供記録について利用者または身元引受人は10:00～16:00の間に事務室にて閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

## 9. 秘密保持の厳守

- (1) 施設及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供致しません。

## 10. 身体の拘束等

- (1) 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために等、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、当施設の医師または身体拘束廃止委員がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を備え付けの身体拘束を行う際の説明書に記載の上、利用者又はその家族に説明を行い同意を得る事とします。

## 11. 人権擁護及び虐待防止

- (1) 当施設は、ご利用者様の人権擁護、虐待の防止のため、高齢者虐待防止委員会を設置し、必要な体制を整備いたします。  
また、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を行います。

## 12. 褥瘡対策等

- (1) 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供すると取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備いたします。

## 13. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 当施設は安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行ないます。

## 14. 衛生管理

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に提供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備いたします。
- (3) 栄養士、調理師等厨房勤務者及び利用者の食事を介助する職員は、毎月1回、検便を行ないます。

## 15. 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

【かかりつけの医師の連絡先】

病 院 名	
住 所	
電話番号	
主治医名	
その他特記事項	

## 16. 非常災害対策

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) 防災時の対応 | 施設自衛消防隊による非常時対応           |
| (2) 防災設備   | 非常通報装置設備、スプリンクラー設備、屋内消火栓等 |
| (3) 防災訓練   | 毎月1回定期的に実施、その他防災教育も実施     |
| (4) 防火責任者  | 馬場 壮稚                     |

## 17. サービス内容に関する相談・苦情

利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応いたします。

- (1) 相談・苦情担当            コンサルタント課 課長 生活相談員 松田 久子  
 受付時間                    月～金曜日 10:00～16:00  
 電 話                        042-558-7010  
 \*ご不明な点は何でもおたずねください。

- (2) 当施設以外に、あきる野市、各保険者、東京都国民健康保険団体連合会でも受け付けています。

### 【相談・苦情等 連絡先一覧】

東京都福祉保健局介護保険制度相談窓口		03-5320-4597	
東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口		03-6238-0177	
あきる野市健康福祉部高齢者支援課		042-558-1111 (代表)	
(東京都各保険者代表電話番号)			
中野区	03-3389-1111	日野市	042-585-1111
新宿区	03-3209-1111	調布市	042-481-7111
荒川区	03-3802-3111	武蔵村山市	042-565-1111
台東区	03-5246-1111	東村山市	042-393-5111
世田谷区	03-5432-1111	東久留米市	042-470-7777
練馬区	03-3993-1111	小平市	042-341-1211
品川区	03-3777-1111	東大和市	042-563-2111
中央区	03-3543-0211	奥多摩町	0428-83-2111
昭島市	042-544-5111	稲城市	042-378-2111
府中市	042-364-4111	瑞穂町	042-557-0501
羽村市	042-555-1111		
福生市	042-551-1511	(東京都以外)	
青梅市	0428-22-1111		
立川市	042-523-2111		
八王子市	042-626-3111		

介護老人福祉施設短期入所生活介護のご利用にあたり、利用者に対して  
本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

<事業者>

所在地 〒197-0801 東京都あきる野市菅生1 1 5 9 番地

名 称 松楓会あきる野指定短期入所生活介護事業コスモホーム 印

説明者 所属 コスモホーム コンサルタント課

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の  
説明を受けました。

<利用者>

ご住所 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 印

<家族又は代理人>

ご住所 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)

<家族又は代理人>

ご住所 \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)